

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体      御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定方法の見直しに係る Q&A について

計9枚（本紙を除く）

Vol.99

平成21年6月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3944)  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡  
平 成 21 年 6 月 18 日

各都道府県介護保険担当課(室)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定方法の見直しに係るQ&Aについて

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

要介護認定方法の見直しに関する質問窓口として、平成21年3月19日から、専用のメールアドレスを設置しておりますが、寄せられたご質問をもとに、Q&Aを作成いたしましたので、今後の業務の参考としてご活用ください。

## 要介護認定方法の見直しについて生じる疑義及びその回答

### 問 1

選択肢の選択の際に、判断に迷う時にはどのような対応をすべきか。

(答) 認定調査員テキスト P10 参照

調査項目の定義、選択肢の判断基準、調査上の留意点に従い選択した上で、具体的な状況（選択肢を選択した根拠、判断に迷った点、介護の手間等）を特記事項に記載する。

### 問 2

介助の方法で評価する調査項目の場合について、独居の方についての調査はどのように行ったらよいか。

(答) 認定調査員テキスト P26～P27 参照

独居の方等については、「常時、介助を提供する者がいない場合」として取り扱うこととなっている。

### 問 3

介助の方法で評価する調査項目の場合について、「常時、介助を提供する者がいない場合」と「介助が不足の場合」の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れの違い如何。

(答) 認定調査員テキスト P26～P27 参照

介助の方法で評価する項目については、原則的に、介助が行われているかどうかを評価軸とするものである。

ただし、「常時介助を提供する者がいない場合」については、実質的に介助者が存在しないために、行われている「介助の方法」を評価できない場合であり、独居、日中独居、同居者も介助を必要とする状態（同居者が要介護認定を受けているかどうかは問わない）にあり介助を行うことができない場合、及び同居介護者の虐待による介護放棄が該当する。

これらに該当する場合は、実際の介助の状況に関わらず、認定調査員は不足している介助を想定して選択肢を選択し、その選択の根拠となっている事

実等の特記事項に記載する。

他方、「介助が不足の場合」とは、介助を提供することが可能な介助者が実質的に存在しているものの（あるいは一定の介助が提供されているものの）、介助方法が不適切な場合や、介助量が十分ではないためになんらかの問題が発生していると考えられる場合などが該当する。このような場合は、実際に行われている介助の状況に基づき選択を行い、不足しているとする介助については、特記事項に記載し、審査会の二次判定で評価を行うこととする。

#### 〈審査会における対応〉

- ① 「常時、介助を提供する者がいない場合」は、認定調査員の判断にばらつきが生じる可能性もあることから、審査会における一次判定の修正・確定の段階で認定調査員の判断の妥当性を十分吟味することが必要である。
- ② 「介助が不足の場合」は、当該調査対象者に不足していると考えられる介助量について、審査会の二次判定で評価を行い、その上で、必要と考えられるサービスについてもご議論いただき、必要に応じて療養上の意見を付していただくこともできる。

#### 問 4

介助の方法で評価する調査項目の場合について、二世帯住宅などで同居ではあるが、実態として交流がない場合などは「常時、介助を提供する者がいない場合」に該当すると考えるのか。

（答）認定調査員テキスト P26～P27 参照

本規定に該当するかどうかは、形式的な要件によるものではなく、実質的に介助者が、対象者の傍らに存在するかどうかを判断の基準としていることから、二世帯住宅などで同居ではあるが、実態として交流がない場合も該当する。

「介助の方法」で評価する調査項目は、それぞれの生活行為について「介助されているか」どうかを問う項目であるため、そもそも介助を提供する主体となる人が確保できていない状況では、調査項目を評価することができない。

また、独居でヘルパーを週に数回利用する場合など、日によって状況が異なる場合は、事実上の独居状態にある機会がより頻回ならば、「常時、介助を提供する者がいない場合」に該当すると考える。

問 5

介助の方法で評価する調査項目については、独居者であれば、必ず「常時、介助を提供する者がいない場合」として、選択肢を選択することになるのか。

（答）認定調査員テキスト P26～P27 参照

介助を提供する者の有無については、同じ独居の対象者であっても、必ずしも「常時、介助を提供する者がいない場合」が適用されるものではない。

〈具体的な調査項目の例〉

1－10「洗身」については、独居者において、週に二回の洗身にかかる介助は、親族の週に二回の訪問時に介助が行われている場合もあり、この場合は、実際に行われている介助の状況によって評価すべきである。

2－5「排尿」については、同じ独居者でも、親族の訪問時に必ずしも排尿行為があるとは限らないため、「常時、介助を提供する者がいない場合」に該当すると考えることができる。

問 6

介助の方法で評価する調査項目について、時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合はどのように選択肢を選択すべきか。

（答）認定調査員テキスト P26 参照

おおむね 1 週間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択し、日頃の状況等については、特記事項に記載する。

なお、介助の方法で評価する調査項目においては、該当する行為（例えば排尿、洗顔など）が日常的にどの程度行われているのかを把握した上で、そのうち介助が行われている（または介助が行われていない）頻度がもっとも多いもので選択を行うことを原則とする。

〈具体的な調査項目の例〉

例えば、対象者の「移動」行為について、状況によって介助の方法が異なる場合は、おおむね一週間の「移動」の全体量を把握した上で、介助が、そのうちのどの程度に行われているか（より頻回な介助の方法）によって、選択を行い、それぞれの介助の状況について特記事項に記載する。

洗身などのように、必ずしも毎日行われない行為についても同様であり、おおむね一週間程度に発生している行為のうち、例えば三回のうち二回以上行われている介助の方法で選択し、残りの一回の状況については、特記事項に介助の方法を記載する。

〈審査会における対応〉

特記事項に記載された内容を勘案し、介護の手間等について評価を行う。

問 7

能力で評価する調査項目および麻痺・拘縮について、試行結果の評価が困難な場合や日頃の状況と試行の結果が異なる場合は、どのように選択すべきか。

（答） 認定調査員テキスト P23 参照

調査項目の定義、選択肢の選択基準、調査上の留意点に従い選択した上で、具体的な状況の特記事項に記載する。選択に迷う場合や、いずれの選択も妥当だと思える場合、また日頃の状況と試行の結果が異なる場合は、認定調査員の選択の根拠を特記事項に明記した上で、介護認定審査会における一次判定修正・確定の手順において、審査会の判断を仰ぐことが必要である。

〈審査会における対応〉

審査会は、関連する他の項目の特記事項や項目間の整合性などについても総合的に勘案しつつ、特記事項または主治医意見書の具体的な記載を根拠として、一次判定の修正・確定の手順において、認定調査員の選択を修正することができる。

問 8

BPSD 関連の調査項目（主に 4 群）については、選択する際に介護に係る手間を勘案してもよいのか。

（答） 認定調査員テキスト P30 参照

選択肢の選択の際に介護の手間については勘案しない。

行動障害・精神症状（BPSD 関連）については、行動の有無で選択する項

目のため、当該症状が発生している頻度に応じて「2. ときどきある」「3. ある」を選択するが、選択に当たって、介護の手間が発生していなくても、定義されている行為が発生していれば、頻度に応じて選択することができる。

具体的な介護の手間の有無は、調査項目の選択基準には含まれないものの、二次判定において介護の手間の審査判定を行う際の重要な情報となることから、特記事項に対応（介護の手間）の内容や頻度を記載し、必要に応じて介護認定審査会の二次判定にて評価を行うこととする。

#### 問 9

3－1「意思の伝達」と5－3「日常の意思の決定」の違いは何か。

（答）認定調査員テキスト P103～P104 及び P139～P140 参照

3－1「意思の伝達」については、決定された意思を「伝達する能力のみ」を評価する項目であるため、意思の「決定」の内容の合理性は問わない。また、伝達する方法についても、手段を問わないことから、意思が伝達されるのであれば、筆談などでも「できる」ものとする。

5－3「日常の意思の決定」については、対象者が決定すべき内容を理解しており、決定できていれば「できる」と考える。

#### 〈具体的な例〉

日常生活の中で、「どの服を着るか」の意思決定する場合に「ご飯が食べたい」と回答するような状況の場合は、「決定」そのものは行われているが、決定すべき内容を理解しているとは考えられないため、できていないと考える。

なお、「日常の意思決定」については、定義の示すとおり、「特別な場合（ケアプランの作成への参加、ケアの方法・治療方針への合意など）」に意思決定が出来るかどうかの観点と、それができない場合に「慣れ親しんだ日常生活状況（見たいテレビ番組、その日の献立、着る服の選択等）」での意思決定の可否について、日頃の状況の観点から「2. 特別な場合を除いてできる」「3. 日常的に困難」「4. できない」を選択する。認定調査員が判断に迷う場合は、他の項目同様に、特記事項に迷った理由を記載した上で、審査会の一次判定の修正・確定において判断を仰ぐ。

#### 問 10

1－5「座位保持」において、「3. 支えてもらえばできる」を選択する場合、ベッドのギャッチアップ角度は何度程度と考えるべきか。

(答) 認定調査員テキスト P45～P47 参照

ギャッチアップに係る具体的な角度については、当該調査項目の定義や個別の選択肢の選択基準に含んでいないところ。認定調査員が、対象者の状況を確認し「座っている」と判断した場合は、そのように判断した状況と理由を特記事項に記載した上で、介護認定審査会における一次判定修正・確定の手順において、審査会の判断を仰ぐこととする。

なお、審査会が認定調査員の判断の妥当性を確認できるよう、ベッド上以外で試行することができなかったといった点や、ベッドの角度に限らず本人の姿勢や角度、就寝時との姿勢の違いなどについて具体的な状況の特記事項に記載することが重要である。

問 1 1

1-1 「麻痺等の有無」や1-2 「拘縮の有無」における四肢の欠損については、「肘・膝より下位の部位に欠損がある場合」と定義されているが、肘・膝より近位に欠損がある場合の取り扱い如何。また、四肢以外の欠損（手指・足趾など）を認める場合の介護の手間は、どの調査項目で勘案されるのか。

(答) 認定調査員テキスト P32～P33 及び P36～P37 参照

「麻痺等の有無」、「拘縮の有無」における、「その他（四肢の欠損）」については、肘関節、膝関節より下位（遠位）の部位すべてについて欠損がある場合が該当する。

肘関節、膝関節より上位（近位）の部位から欠損がある場合については、肘関節、膝関節より下位（遠位）の部位すべてについても欠損があることから「その他（四肢の欠損）」を選択する。

ただし、肘関節、膝関節より下位（遠位）であっても、手指や足趾のみの欠損については、「麻痺等の有無」や「拘縮の有無」において、「その他（四肢の欠損）」は選択しないものとする。

手指や足趾の欠損により、介助を要する場合については、主に介助の方法（主に第2群）の調査項目において一次判定に反映することとしている。また、実際に介助はされていないものの、日常生活上の支障になっている場合は、特記事項に記載の上、介護の手間と考えられるかどうか、審査会における二次判定で評価するものとする。



問 1 2

2-10「上衣の着脱」・2-11「ズボンの着脱」については、認定調査員テキスト P95 及び P98 の（3）調査上の留意点及び特記事項の記載例において、「腕（脚）や体幹等を動かす等の協力動作を行うかどうかは問わない」（選択肢の選択に影響を及ぼさない）としているが、認定調査員テキスト P96 の特記事項の例にあるような、「介護者が上着を構えると、自ら袖に腕を通す」行為についても、同様に、行うかどうかは問わないと考えてもよいか。

（答）認定調査員テキスト P95～P100 参照

首や体幹を揺り動かすなどの行為と「自ら袖に腕を通す」行為については、同様に扱うべきではない。

服を体にあてがう行為や袖通しなど一連の行為すべてが介助者によって行なわれていれば、首や体幹を揺り動かすなどの行為（協力動作）は、介助者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから、選択肢の選択には影響を及ぼさないと判断し、一連の行為全体に対してすべて介助されていると考え、「4. 全介助」を選択する。

一方、「自ら袖に腕を通す」とは、服を持って構えていれば袖を自分で通すような状況が想定されるため、服を構える介助は行われているものの、袖通しは自ら行っているために、一連の行為のすべてが介助されているのではなく、一部に介助があると判断し、「3. 一部介助」を選択する。

介助に該当するかどうかの判断が難しい場合は、選択した理由を特記事項に記載する。

〈審査会における対応〉

特記事項または主治医意見書の内容等を根拠として、一次判定修正・確定の手順において、認定調査員の選択を修正することができる。

問 1 3

特記事項には、定義に定められている内容以外の情報について記載してはいけないのか。

（答）認定調査員テキスト P10 参照

選択肢の選択基準に含まれていないことであっても、その方の介護の手間に関係する内容であれば、特記事項に記載することができ、その内容が審査会における二次判定で評価されるものである。